

独立行政法人航海訓練所
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成 23 事業年度業務実績評価調書：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの評定）

項目 第2期中期計画	平成23年度計画	評 定	評定理由	意 見
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」、総務省の「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び国土交通省成長戦略を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を図るとともに、より効率的な組織体制を確立する。 内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、座学教育を担う船員教育機関15校（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備する。</p>	<p>(1) 組織運営の効率化の推進 内航用練習船就航後における、船員教育機関15校（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に検討する。また、同船の訓練海域を選定するなど、航海訓練の内容及び実習生定員を踏まえ、他の練習船よりも少ない要員とすることを検討する。 上記の他、航海訓練のあり方の全般的な見直しを踏まえ、職員の担当業務の適正化を含めた航海訓練の体制整備を推進する。</p>	A	<p>(1) 組織運営の効率化の推進 内航用練習船を導入することにより、航海訓練のあり方に対する全般的な検討を行い、その検討結果を24年度から反映させるようにしている。 また、実習生定員を120名に減らすことにより、他の練習船よりも5名少ない要員とすることの検討を開始している。 このほか、練習船における担当業務の適正化について検討を開始している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内航用練習船の有効、効率的な使用を期待する。
<p>(2) 人材活用の推進 航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に40名程度の人事交流を実施する。 また、職員採用について、内航海運、外航海運等における船員経験者を含</p>	<p>(2) 人材活用の推進 船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に40名程度の人事交流を実施する。 また、職員採用について、内航海運、外航海運等における船員経験者を含</p>	A	<p>(2) 人材活用の推進 ① 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等と73名の人事交流を行い、連携の強化及び海事関連行政機関の知見活用に努めている。 また、民間船社からの教官派遣では、</p>	

<p>一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流の推進を図る。具体的には、期間中に200名程度の人事交流を実施する。</p> <p>また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保するため関係機関等との連携強化を図り、採用ルートの拡大に努める。</p>	<p>めた採用ルートの拡大を検討する。</p>	<p>12名の人事交流を行い、操練の実施手法や外航海運の運航形態等の実例を把握し航海訓練の充実を図っている。</p> <p>② 機関士や調理師の採用が難しい情勢の中、内規を見直し、教官不足による訓練の質の低下を防ぐため、新たに水産大学校から職員を採用するなど、採用ルートの拡大に取り組んでいる。</p>	
<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費について、経費節減の余地がないか自己評価を行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費(それぞれ人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度予算(対前年度比3%減)を抑制する。</p> <p>② 業務経費(それぞれ人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度予算(対前年度比1%減)を抑制する。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>一般管理費及び業務経費については、燃料油が高騰する中、燃料の単価契約などによる経費の抑制や減速運転等の工夫による燃料消費の抑制などにより、一般管理費については、中期計画の初年度予算額に対して約8%（3,534千円）、業務経費については、約3%（6,992千円）の抑制を行い、サービスの質を低下することなく業務を運営するよう努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい予算の中でよく工夫していることは評価できる。 ・燃料費高騰の中、航海訓練の質を維持しながら、経費節減に努め、計画を大幅に超える費用を抑制したことを評価する。 ・一般管理費・業務経費が、所期の目標を上回る削減がなされた事は評価するものの、優れた実績であるとは認めがたい。 ・とりわけ航海訓練の日数が月平均7日では、本来の目的を損なう虞があるところから、日数を増やすべきことを数年来、指摘してきたにも関わらず、改善が認められない。
<p>② 業務のアウトソーシング</p> <p>海運業界をはじめとする関係団体等からの講師派遣による、関連業界の現状の講話等、民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るほか、海事英語訓練の一部を外部委託し、民間開放を継続する。</p>	<p>③ 海運会社、関連団体等から講師派遣を受けた海運業界の現状に係る講話、海事英語訓練の一部を外部委託する等の民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図り、民間開放を継続して実施する。</p>	<p>業務のアウトソーシングでは、海運業界等からの講師派遣による寄附講座「海運ガイダンス」の実施、内航用練習船建造発注仕様書等作成のための支援業務、海事英語訓練の外部委託などの民間開放を継続して実施し、航海訓練業務の充実を図っている。</p>	
<p>③ 航海訓練のあり方を全般的に見直すことと併せ、航海訓練業務の効率化を図る。</p>	<p>④ 社会情況等に応じた航海訓練のあり方に沿った管理部門の簡素化、契約監視委員会による契約の適正化等を進めることにより、航海訓練業務を効率的に実施する。</p>	<p>航海訓練業務の効率化については、管理部門の簡素化に努め、管理部門の陸上職員2名を削減している。</p> <p>また、契約監視委員会の意見を踏まえ、入札に参加しやすい仕様内容にする</p>	

A

			<p>とともに、年度契約や単価契約など契約の適正化を進めている。</p> <p>内航用練習船の建造工事については技術提案を求める一般競争として中小造船所の参入を容易にするとともに、事業パートナーの選定については総費用の低廉化のため企画競争方式とするなど航海訓練業務を効率的に実施するよう努めている。</p>	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 航海訓練の実施	(1) 航海訓練の実施		(1) 航海訓練の実施	
(a) 三級海技士養成 三級海技士養成にあっては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実を図る。 ① 船舶運航及び船員に関する管理能力向上のための実務訓練 ② 実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練 ③ SOLAS条約、ISMコード、ISPSコード等、安全・環境及び船舶保安に係る国際的動向に対応した訓練 また、海技者に必要とされる能力を速やかに把握し、その能力を習得させるための訓練の実施を検討する。 平成21年度から開始された社船実習制度の一層の円滑な実施に寄与するとともに、役割分担を踏まえた練習船が担う訓練内容の充実・強化を図る。	(a) 三級海技士養成 引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。 ① 船舶運航の基礎訓練を充実するとともに、ブリッジ・リソース・マネジメント訓練、電子海図情報表示システム（ECDIS）訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント訓練等のプログラムを策定する。 ② 安全管理システム（以下、「SMS」という。）等に関する管理能力向上のための訓練を行う。	A	(a) 三級海技士養成 日本人海技者に求められている「外国人船員指揮監督能力」及び「国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力」を強化するため、以下の取組を実施し、訓練内容の充実、強化を図っている。 ① 船舶運航の基礎訓練の充実及び各種訓練等のプログラムの策定・実施 2010年STCW条約マニラ改正にて強制要件となった、ブリッジ・リソース・マネジメント訓練等に関し、訓練プログラムの考案・試行を行い、カリキュラムの改訂に向けた取組を始めている。 ② 安全管理システム（SMS）に関する管理能力訓練の実施 SMSに定める当直手順書、出入港手順書等のチェックリストを、実際の訓練において活用し、SMSに基づく安全管理の運用能力の向上を図っている。	

	<p>③ 船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。</p> <p>④ SOLAS条約、ISMコード、ISPSコード等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。</p> <p>また、社船実習制度に関して、海運会社と連携を強化することにより、社船実習と一貫性を維持し効果的な航海訓練を実施する。</p>	前ページに記入欄あり	<p>③ 海事英語訓練の実施 航海当直、出入港作業、機関運転準備・終了作業等の場面において、英語によるコミュニケーション訓練及び英語による船舶間通話及び港務通信等により、コミュニケーション能力の向上に努めている。 乗船当初に比べ、下船時のTOMEC平均点が約8%上昇している。</p> <p>④ 国際条約に関する知識を高める訓練 SOLAS条約に定める防火部署・総員退船部署などの操練について、実習生にシナリオを立案させることにより、自発的な行動と非常時における対応的理解を深めさせている。</p> <p>また、外部訪問者に対するセキュリティチェック、爆発物が設置されたテロ行為を想定した船舶保安の対応に関する訓練をはじめ、環境問題に関する理解を深めさせるなど、国際条約に関する知識を高めさせている。</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社船実習制度に対する取組 外航船社の実務担当者と社船実習に関する意見交換を行い、連携して実施すべき航海訓練の内容（英語によるコミュニケーション、船位決定、機器の基本操作要領等）の確認を行っている。 ・訓練内容の充実及び強化 ターピン練習船用途廃止後の訓練（機関）を想定した実習指導要領等を検討している。 	
--	---	------------	---	--

(b) 四級海技士養成	(b) 四級海技士養成	A	(b) 四級海技士養成
<p>四級海技士養成にあっては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力強化を目的として訓練を抜本的に見直し、訓練内容の充実を図る。</p> <p>具体的には、導入する内航用練習船での訓練を、内海等を主たる海域として実施することが可能となること等を踏まえ、他の練習船での訓練と適切に組み合わせた、新たな内航船員養成訓練プログラムを策定する。</p> <p>そのプログラムにおいて、内航用練習船の活用により、内航船の常用する航路での当直業務、錨の揚げ下ろしを含む、出入港業務に係る訓練等の充実を図ることに重きを置く。</p> <p>これらにより、業界の求める、就職後の早期に単独で業務を担える能力を養成する訓練の実施に努める。</p> <p>また、内航海運が国内輸送を担う基幹産業であること、さらにモーダルシフトを担う、環境にやさしい大量輸送機関として期待されていること等、その社会的な意義や役割を理解させたうえ、その海運を支える船員としての職業意識及び責任感・自立性の涵養を図る。</p> <p>これら訓練の充実にあっては、内航船が少人数で、しかも高齢化した船員により運航されている環境を実習生に認識させ、就職後の環境順応能力を高めるため、幅広い年齢層の、練習船乗組員を活用する。</p>	<p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 導入を計画する内航用練習船と他の練習船の訓練を組み合わせた内航船員養成訓練プログラムを作成する。</p> <p>また、船員教育機関等と連携した作業部会を開催して座学課程と一貫した訓練内容を検討する。</p> <p>② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行う。</p> <p>③ 内航海運の業務形態を理解させ、内航船員としての職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる取組を行う。</p>	<p>若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図るため、以下の訓練を実施し、訓練の充実・強化を図っている。</p> <p>① 内航船員養成教育訓練プログラムの策定</p> <p>海技教育機構と「内航用練習船を活用した教育訓練に係る作業部会」を4回開催し、座学と乗船実習を効果的・効率的に組み合わせた「内航船員養成教育訓練プログラム」を策定している。</p> <p>② 単独で航海当直や出入港時の機器操作ができる能力の強化</p> <p>レーダ等の航海計器の適切な取扱の習得や実習生主体当直による総合的な技能習得を目指した船橋航海当直及びストレーナ掃除等の定常的な整備作業への指導を目的とした機関室当直並びにディーゼル機関やポンプ等の運転操作の反復訓練による自主的な機器の運転管理能力の習得及びにより、単独で機器が操作できる能力の強化を図っている。</p> <p>③ 内航海運の業務形態の理解等</p> <p>夜間の瀬戸内海航行実習や仮泊地における早朝の出発・到着を体験させる等、内航船の運航形態を経験させるとともに、内航業界からのニーズが高いバラスト操作実習を行うなど、内航海運の業務形態の理解と内航船員としての職業意識及び責任感・自立性などを身につけさせるよう努めている。</p>	

(c) その他の航海訓練の実施	(c) その他の航海訓練の実施		(c) その他の航海訓練の実施	・外国人船員養成のために必要な訓練を実施することは、国際海事社会への貢献として、航海訓練所がリーダーシップを発揮することは高く評価でき、将来への可能性が期待できる。 ・基本は肉眼の見張りである。
その他の航海訓練の実施にあっては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それそれに設定した実習の目的を達成できるよう訓練内容の充実を図る。	<p>① 六級海技士養成について、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間ににおける即戦力を養成するための訓練を実施する。</p> <p>② 外国人船員養成について、外航海運業界・団体等からの要望を踏まえ、国際的な船員としての資質の涵養、基本的な船舶運航技術を習得させるための訓練を実施する。</p>	A	<p>① 六級海技士養成 六級海技士養成では、海図やレーダによる船員決定の反復訓練や実船と操船シミュレータを活用した複合訓練、実習生主体当直といった訓練を実施し、船橋航海当直に関する能力を効果的に養成するよう努めている。</p> <p>② 外国人船員養成 外国人船員養成では、フィリピン・MAAP（マタイムアゲミー・アンド・ア&パ・シフィック）校の学生39名に対し、日本人実習生との混成配乗や航海当直、出入港作業等の反復訓練をとおし、国際的な船員としての資質の涵養と基本的な船舶運航技術を習得させる訓練を実施している。</p>	
(d) 実習生の適正な配乗計画 船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、社船実習制度における第三者委託及び外国人学生に対する訓練要請等を踏まえるとともに、その養成目的及び関係法令の要件等に基づき、効果的・効率的な配乗を計画する。また、船員教育機関等の養成定員、受託員数等の変更に応じて、実習生の受入計画及び配乗計画の見直しを検討する。	(d) 実習生の適正な配乗計画 船員教育機関等からの受託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。	A	<p>(d) 実習生の適正な配乗計画</p> <p>① 23年度の実習生の配乗 船員教育機関等からの委託員数の決定後に各船の配乗人数を調整し、配乗の過密度を緩和する等により、より効果的な訓練ができるよう、平成23年度配乗計画の見直しに努めている。</p> <p>② 24年度の配乗計画 船員教育機関からの科別、学年別の委託員数及び前年度配乗に係る見直し・改善点を踏まえ、以下の事項を考慮し、効率的、効果的な受け入れ計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の海技資格を取得するコースを1つの練習船に配乗 ・遠洋航海の規模と実施回数 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・社船実習確定後の配乗再編成 ・船員教育機関の在籍者数及び実習予定者の最新人数 	
(e) 訓練の達成目標 船員教育機関及び海運業界との連携により、海運業界が求める船員像に係る資質の涵養及びニーズを反映した実習生の知識及び技能レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。	(e) 訓練の達成目標 訓練の達成目標は以下のとおりとし、全員の訓練課程の修了を目指す。 ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養 ② 國際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得	A	(e) 訓練の達成目標 ① 船員の資質の涵養 内航・外航海運業界が新人船員に求める積極性、忍耐力、コミュニケーション能力、安全意識等のニーズを踏まえ、日々の実習訓練及び船内生活の場を通じて粘り強い指導を行い、資質の涵養に努めている。 この取組により、安全意識に関する実習生の自己評価では96%が意識を向上させたとの結果が得られている。 ② 知識及び技能レベルの習得 STCW条約に対応したカリキュラムに基づく訓練項目について、独自にGPA制度による評価を行い、実習生各自が各項目において必要なレベルに達していることを確認したうえで、三級海技士養成 229名、四級海技士養成 323名に修了証書を発給している。 その結果、実習生の修了率は、99.2%と高率を維持している。	
(f) 運航設備・訓練設備等の整備 ① 練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備、機器更新、老朽化対策等、及びSOLAS条約において義務付けられる機器整備を実施する。 ア 日本丸大規模修繕	(f) 運航設備・訓練設備等の整備 ① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、法定検査工事、保守整備を実施する。	A	(f) 運航設備・訓練設備等の整備 ① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、検査準備及び検査工事を練習船の乗組員で実施し、経費の削減に努めながら練習船5隻の法定検査工事を実施している。	

<p>イ 環境保護対策設備改 ウ レーダー更新 エ 無線・情報通信設備更新 オ 船橋当直者警報装置の整備</p> <p>② 改正STCW条約マニラ改正によつて強制化される訓練、すなわち電子海図取扱訓練、船橋及び機関室内の資源管理に係る訓練を、効率的・効果的に実施するため、電子海図訓練装置、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の導入を図る。</p> <p>③ 社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせた航海訓練が可能となるよう、運航設備・訓練設備等の更新整備を計画的に実施する。</p> <p>④ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練の実施にあたっては、同訓練の指導に携わるインストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を図り、航海訓練の質の向上を図る。</p>	<p>② ECDIS訓練装置を導入するほか、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の仕様を検討する。</p> <p>③ シミュレータ訓練について、訓練プログラムの充実と職員間における共有化、インストラクタの継続的な養成を図る。</p> <p>④ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について仕様を検討する。</p> <p>⑤ 船舶運航の安全、環境保護、船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を作成する。</p>	<p>前ページに記入欄あり</p>	<p>② 電子海図（ENC）取扱訓練装置、レーダ及びECDIS画面用モニター等を導入するとともに、青雲丸に搭載する操船シミュレータの仕様書を作成し、設置工事に関する検討を進めている。</p> <p>③ シミュレータ訓練については、内航用船員養成用シミュレータの訓練プログラムを作成している。</p> <p>また、海技大学校との人事交流や外部訓練機関での講習を通してインストラクタを継続的に養成するとともに、シミュレータ訓練を受講した職員を講師とした内部研修を開催し、同訓練の実施手法等の共有化を図るなど効率的・効果的な訓練の実施に努めている。</p> <p>④ 「大成丸代替建造調査委員会の最終とりまとめ」に基づき、運航設備、訓練機材の仕様を含めた「内航用練習船建造発注仕様書」を作成している。</p> <p>⑤ 「三級海技士（航海科編・機関科編）」等、6種類の教科書について、国際条約の内容を取り入れた編集・改訂作業を継続して実施している。</p> <p>その他、「帆船操典」、「乗船実習ワークブック」及び「練習船標準問題集（航海科）」等の教科参考資料の整備を行っている。</p>	
---	---	-------------------	---	--

<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催すること等により、これらの業界、機関等からの初級船舶職員に要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させる。</p>	<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間20回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。さらに、船員教育に係る検討会・會議等に参画し、これらにおいて示された海運事業者等のニーズ、求められる船員像、船員教育機関及び海運事業者との役割分担等に関する意見等を航海訓練に反映する。</p>	<p>S</p>	<p>(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化</p> <p>船員教育機関、海運業界、行政の関係者との意見交換会等（計31回）や練習船視察（10回）、「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」として得られたニーズを実習に反映している。</p> <p>また、QSSマネジメントレビューを活用し、意見交換会や「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」で示された意見（単独で当直ができる能力等、海運業界の業務実態に即した内容）を実習に反映させ、より質の高い訓練及び知識・技能の向上を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船員教育機関や海運業界との意見交換会や現場視察会を数多く行い連携の強化を図るとともに、内航用練習船の建造に対応するための情報交換を積極的に実施し、その結果を業界ニーズとして航海訓練のレベルアップに反映したことは優れた実績であると評価する。
<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生による訓練評価に加え、航海訓練課程を修了した海運業界の海技者による訓練評価を新たに行うことにより、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。</p> <p>② これまでの訓練評価を分析・検証したうえ、訓練資質基準システムに基づき実施してきたマネジメントレビューの改善を図るため、評価の対象内容及び実施回数等を見直し、一層効果的な訓練評価の実施を図る。</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。</p> <p>② これまで実施した訓練評価の検証結果を踏まえ、従来の訓練評価に加え個別訓練を対象とした評価を実施し、QSS (STCW条約に基づく資質基準制度) のマネジメントレビューに活用する。</p>	<p>S</p>	<p>(h) 実習生による訓練評価等</p> <p>実習生及び練習船実習を修了した海技者による訓練評価の結果から、実習生主体の操練実習を全般的に取り組むなど、問題点の改善に努めている。</p> <p>また、実習生による訓練評価では、従来の訓練評価に加えて、新たに個別訓練を対象とした評価を、乗船初期に6回、乗船終期に4回実施し、そこから得られた自由意見、指導状況、実習内容をQSSマネジメントレビューに活用している。</p> <p>なお、船橋当直や機関室当直に関する個別訓練を対象とした自己評価では、実習生の90%あまりが能力の定着を認識する結果出たため、引き続き同訓練を継続することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実習生による評価に加え対象を拡げ、修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導による評価を加えて改善を図った試みを評価する。 ・実習生の訓練評価を実施して、その情報分析から得られた知見を、QSSマネジメントレビューを通じて即時に実習に反映していることは優れた取り組みである。とりわけ当直訓練に対する実習生の満足度評価は極めて高く、当訓練の有効性に注目する。

<p>(i) 職員研修</p> <p>① 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置及び業務の効率化に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を適切・確実に実行する。</p> <p>② 外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ550名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p> <p>③ また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の教育研究機関に留学させることを検討する。</p>	<p>(i) 職員研修</p> <p>職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ110名以上の職員に対し実施する。</p>	A	<p>(i) 職員研修</p> <p>職務別・職域別に年度計画を策定、延べ191名（行政職の職員10名、海技職及び教育職の職員181名）に対して職員研修を実施し、内航商船研修で行った荷役操作をクレーン操作実習に応用するなど、研修で得た知見を業務に活用している。</p> <p>また、船舶を運航するために必要な知識・技能を教授するためのスキルや、特殊な職場環境への適応力を醸成するスキルの向上を目指し、ベテラン教官が若手教官の講義や実習の手法を指導する等の取組により、教官個人の能力と訓練の質の向上を図っている。</p>	
<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム（SMS）及び船舶保安のシステムに基づく監査・審査の結果の反映を含め、定期的にそれらのシステムの点検・見直しを行うことにより、システムの維持・改善を図り、もって船舶安全運航の確保、海洋環境の保護、及び船舶保安の維持を図る。</p> <p>② 國際安全管理規則（ISM コード）の改正に伴い、SMS に新たに導入したリスクアセスメント、及びSMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）の情報の分析結果の活用等を適切に実施し、自己点検・リスク管理の更なる向上を図ることにより、適正な安全管理を推進する。</p> <p>③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援</p>	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① SMS及びISPSによる船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の点検・見直しを行い、当該体制の維持・向上を図る。</p> <p>② 「組織の安全管理の取組みに関する自己評価」（平成22年3月実施）から抽出された課題について、安全推進会議等を通じて職員に情報の共有化を行い、その対応を検討する。</p>	A	<p>(j) 安全管理の推進</p> <p>① 管理体制の点検・見直し 以下の取り組みにより、国際安全管理規則（ISM コード）に基づく安全管理システム（SMS）及び船舶と港湾施設の国際保安コード（ISPS コード）に基づく船舶保安体制（SSP）について維持・改善を図っている。 ・監査計画に基づいた練習船及び陸上担当部署の監査 ・安全管理マニュアル等の見直し</p> <p>② 安全管理の取組 本所と練習船、管理者と実務者の安全意識に差がある等の調査結果を職員間で共有するとともに、練習船での事故事例やヒヤリハット事例をインシデント速報として速やかに発信するなど事故防止に努めている。</p>	

<p>について、情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図る。</p> <p>④ 緊急事態を想定した組織としての演習について、国内外の発生場所や事態の多様性を考慮するほか、他の組織との合同演習を視野に、その内容を充実・強化し、緊急事態の対応能力の向上を図る。</p> <p>⑤ 每年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進し、練習船乗組員の自主的な健康管理を支援する体制を充実する。また、乗組員・実習生の「心の病」を予防するため、メンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。</p>	<p>③ 安全対策を強化するため、各種船上作業やヒヤリハット事例等について、リスクアセスメントを行い、作業手順書等を改善する。</p> <p>④ 練習船支援体制を強化・充実するため、SMSに津波発生時の対応手順を追加する。</p> <p>⑤ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、外部機関との連携を視野に入れて企画・実施する。</p> <p>⑥ 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。</p> <p>⑦ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。</p> <p>また、心理相談等の体制整備及びカウンセラー育成研修の受講等を継続する。</p>	<p>前ページに記入欄あり</p>	<p>③ 安全対策の強化 各種船上作業やヒヤリハット事例について、リスクアセスメントを行い、救命艇降下の作業手順書等を改善するなど、安全対策の強化に努めている。</p> <p>④ 津波発生時の対応手順の追加 安全管理マニュアルに津波発生時の対応手順を追加し、練習船支援体制を強化している。（また、今年度は台風対策支援チームを4回編成し、避泊地等の必要な情報を伝達し練習船の安全運航のための支援体制を維持している。）</p> <p>⑤ 練習船行動海域で津波・大津波警報が発令された場合を想定し、本部と練習船間の緊急対応合同訓練を実施し、「大地震・大津波への対応」を構築している。</p> <p>⑥ 商船三井フェリー(株)との間で安全運航促進のための連携協定を継続し、安全統括管理者と安全対策・管理に関する意見交換を行い、避難経路の表示方法等に関する情報を入手・活用するなど、職員の安全意識の向上に努めている。</p> <p>また、同社管理船舶に職員が乗船して安全点検やアドバイスを行っている。</p> <p>⑦ 国の主導による船員災害防止計画のほかに、インフルエンザ等の感染症予防及び生活習慣病予防を中心とした健康保持増進実施計画を策定し、同活動を組織的に実施している。</p> <p>また、船内に心理相談窓口として、産</p>
--	--	-------------------	---

			<p>業カウンセラー有資格者（11名）を練習船へ配置している。</p> <p>また、産業カウンセラーの育成のための外部研修、外部の専門家による訪船カウンセリングを開催（6回）するなど、心理相談の体制整備を行っている。</p>	
(2) 研究の実施				
<p>(a) 研究件数</p> <p>研究件数については、期間中に独自研究30件程度、共同研究25件程度を実施する。</p>	<p>(a) 研究件数</p> <p>期間中、独自研究については16件程度、共同研究については14件程度を実施する。</p>	A	<p>(a) 研究件数</p> <p>「調査研究専門部会」での審査、承認及び評価を受け、平成23年度は独自研究を19件（新規5件、継続14件）、共同研究18件（新規4件、継続14件）、合計37件の研究を実施している。</p>	
<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>第2期中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、また、船員教育機関及び外部研究機関との研究交流の推進等により、研究活動を一層活性化する。</p>	<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>研究活動を一層活性化するため、研究成果の指標による研究活動の年度評価を実施する。</p> <p>船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進するため、関連機関との研究活動に関する意見交換、その他学術論文のデータベースの活用を図る。</p>	A	<p>(b) 研究活動の活性化</p> <p>① 研究成果の指標による研究課題の年度評価の実施</p> <p>研究課題の年度評価を実施し、各研究課題の進捗状況を把握し、活性化を図っている。</p> <p>23年度は、事前評価を実施のうえ新規研究課題として9件を承認している。</p> <p>② 関連機関との研究活動に関する意見交換等</p> <p>共同研究において、関係研究機関と研究方針、データの採集要領等の打合せを行っている。</p> <p>各種シンポジウム、学会発表会等へ、延べ45名が参加するとともに、学術検索情報などを活用し、研究に関する知見を深めている。</p> <p>また、第3期中期目標期間の研究活動</p>	

			<p>方針として定めた、船員・船舶に関する国際条約への対応、業界ニーズの反映等に関するテーマを掲げ、調査・研究に取り組んでいる。</p>	
<p>(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進 (a) 技術移転等の推進</p> <p>① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の教育・研究機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れ、船舶運航技術、船員教育訓練及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を積極的に実施する。</p> <p>② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度の職員を派遣する。 特に、IMOの船員教育に係る</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から合計60名程度の研修員を受け入れる。 また、運航実務研修の業務実績について、ホームページ等を活用した情報発信を行う。</p> <p>② アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、外国の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として延べ19名程度の職員を派遣する。 國際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職</p>	A	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 研修員の受け入れ及び情報発信 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等、23機関から138名の研修員を受け入れ、運航実務研修の実施内容、実績、問い合わせ先等の情報をホームページに掲載している。 また、新たに民間企業へ職員派遣する技術講座を開催している。 この他、国土交通省からの要望に対応して2010年STCW条約マニラ改正に伴う国内法改正に積極的に協力している。</p> <p>② 海事機関等の要請に対応した職員の派遣 アジア人船員国際共同養成プロジェクトによりフィリピンに延べ7名、外国海技資格の承認制度における無線講習のためフィリピン、インド、ブルガリアに9名の職員を、国の施策、外国の政府機関、海事機関の要請に応じ、派遣している。</p> <p>③ 専門分野への職員の派遣 学術学会や行政機関等の関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として52委員会に24名を派遣している。</p>	

<p>委員会等に、継続して、期間中に6件程度の船員教育専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。また、これまで築いた海外とのネットワークを活用した交流を図り、国際的連携を深める。</p>	<p>員の派遣、組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。</p>	<p>また、次のとおり海外とのネットワークを活用した交流を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海事機関（IMO）への機関士養成のための「IMOモデルコース7.04」改定案の作成、提出。 ・WMU学長来日時の練習船見学や意見交換 ・日比官労使三者会合におけるMAAP実習に関する意見交換 	
<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究成果の普及・活用を推進するため、定期的に刊行物として公開するほか、航海訓練所のホームページにその概要を掲載する。 ② 研究成果の積極的な情報開示に努め、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関して、練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に船員教育機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。 ③ 30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。 	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <p>研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物（調査研究時報）の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に提供する。 ② 6件程度の論文発表及び6件程度の学会発表を行う。 	<p>(b) 研究成果等の普及・活用</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 練習船を活用した諸データ等の外部機関への提出 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマにおいては、練習船を活用した「実船の生物付着状況と付着要因」等の諸データ及びその解析結果を外部機関へ提供するとともに外部公表を行っている。 ② 論文発表及び学会発表 論文発表8件及び学会発表11件を行っている。 <p>また、航海訓練所研究発表会では、独自研究の発表とともに、新たに共同研究を行う外部研究機関から3名の発表者を迎える研究成果についての紹介を初めて実施している。</p> <p>また、研究報告を外部に公開することによって、3件の研究論文が活用されるなど、研究成果等の普及・活用に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を大幅に超えて、研究成果等を積極的に提供・公表している点、ならびに論文発表・学会発表を目標より大きく上回って実施している点を評価する。 ・STCW条約改正に関する報告書は関係先から好評を得たようであり、関係教育機関、海運業界に貢献がなされたものとして評価する。 ・外国学会報告論文を含む8件の所外公表論文の半数が査読論文であること、またHPを通じて公表した船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究成果は外部機関からも注目されるなど、評価に値する。

<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>国民の海への関心を高め、国民生活を支える海上輸送、それを担う海運及び海運を支える船員の重要性や、航海訓練を含む船員教育の意義・役割に対する理解を深めるための活動について、国土交通省、船員教育機関、関連業界・団体等との連携強化を含め、より効果的な方策を企画し、推進する。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する各種イベント等への、集客力の高い練習船の積極的参加等により、国又は地域等との連携を図りつつ、社会・経済活動への寄与をも視野に入れた活動を推進する。具体的には、一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を年45回程度実施する。</p> <p>② 学校教育及び社会教育にて行われる海洋に関する教育と連携した、練習船上における、参加・体験型の活動を企画し、推進する。</p> <p>③ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、組織の業務計画、実績、業績評価等を広く一般に発信する。併せて広報コミュニケーション活動を推進する。</p>	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。</p> <p>① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を12回程度実施する。</p> <p>② 海や船に親しむ体験型の活動を企画し、小中学生等を対象とするシップスクール（練習船見学会を含む）を33回程度実施する。</p> <p>③ 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。</p> <p>④ 組織的な広報コミュニケーションを推進するため、組織の業務に</p>	<p>A</p>	<p>(c) 海事思想普及等の推進</p> <p>① 海事関連イベントへの参加</p> <p>国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開を18回（見学者 合計67,057名）及び操帆訓練を実施している。</p> <p>② 体験型活動の企画及び実施</p> <p>海や船に親しむ活動として、次に掲げる活動を企画し、シップスクールを43回（1,471名参加）実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等での訪問型海洋教室 ・練習船を活用した見学会等 ・地方自治体のイベントへの海事広報ブースの出展 ・国土交通省海事局と共同制作した「練習船出港見学会案内チラシ」の配付 ・幼稚園、小学校、図書館等への帆船絵本（書籍）寄贈 <p>③ 海王丸での青少年等の体験型イベント・体験航海の実施</p> <p>次のとおり、体験航海、海洋教室を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験航海 <ul style="list-style-type: none"> 遠洋航海：1回 6名 国内航海：5回 59名 ・海洋教室 <ul style="list-style-type: none"> 1日コース：2回 95名 半日コース：2回 76名 <p>④ 組織的な広報コミュニケーションの推進</p>
--	--	----------	---

	<p>について、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット等を通じて情報を発信する。</p> <p>⑤ インターネットによる広報活動について、国民等にアピールするコンテンツの開発、関連機関等との相互リンク等のWebサイトの構成を見直す。</p>		<p>次の取組を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等広報紙の発行（約 89,500 部） ・船員教育機関のオープンキャンパスに合わせた操帆訓練見学等 ・市民から寄せられた写真や情報のホームページへの掲載 <p>⑤ インターネットによる広報活動の推進ホームページをリニューアルするとともに、航海訓練所への親しみが増すよう、キャラクター（「コウくん」）を作成し、ホームページや広報紙等において広く活用している。</p>	
(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化 ① 自己点検・評価体制を構成する様々な仕組みごとに有する監査・調査機能の確実な発揮、仕組みの相互の連携強化、その体制自体の定期的な見直し、及びより積極的な外部知見の活用を図るとともに、中期計画等に基づく業務の実績に係るモニタリング機能を強化することにより、内部評価委員会を充実・強化する。 ② 全ての職員が、その体制を構成する仕組みの、いずれかに直接携わっていることについて、周知・確認するとともに、意見・提案等を求める推进する。 ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育の計画的な実施等、その充実を図る。 ④ 上記各項の確実な実施により、組織の意思決定プロセスの強化を含め、内部統制・ガバナンスの強化を図り、もって組織の目的の効果的かつ効率的な	<p>(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化 以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。</p> <p>① 自己点検・評価体制について、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、業務実績に関するモニタリングを実施する。さらに、内部評価委員会の下部組織として新設した「業務推進・活性化委員会」を活用し、それらの仕組みの相互連携による業務の検証、改善を実施する。</p> <p>② 全職員が、自己点検・評価体制の一員として機能し、業務の点検、評価を通じて意見・提案を行うことを引き続き推進する。</p>	A	<p>(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化 ① 自己点検・評価体制 航海訓練の資質基準（QSS）等の自己点検・評価システムなどの監査・調査の仕組みを確実に実施している。 練習船における教育査察のモニタリングを実施するとともに、内部評価委員会及び業務推進・活性化委員会を活用し、業務の検証及び改善を図っている。</p> <p>② 全職員が自己点検・評価体制の一員として機能するための活動 安全担当者やベテラン職員の安全点検作業に若手職員を同行させ、現場に基づく安全教育を行っている。 船内の安全・衛生委員会により、必要な改善措置を本所に提言することによ</p>	

達成を図る。

③倫理・コンプライアンスに係る教育について、新たに作成する「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職員研修等を通じて計画的に実施する。

り、SMS 安全管理マニュアル・作業手順書等の見直しを行っている。

③ 倫理・コンプライアンスに係る教育
新たに作成した「コンプライアンス・マニュアル」を、新規採用及び昇任時の職員研修や練習船の安全衛生教育などの研修に計画的に活用している。

また、「公益通報に係る事務処理要領」を整備し、コンプライアンスマニュアルの改善を図っている。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組
練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを一層活用した業務運営の効率化を図るため、業務運営の情報化・電子化を推進する。その推進にあたっては、情報セキュリティ対策の向上を図る。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組
組織の情報セキュリティポリシーを踏まえた業務運営の効率化を推進するため、練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワークによる業務運営の情報化・電子化、それを活用した役職員の迅速な情報の共有、紙媒体の削減等を実施する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組
役職員に対し、情報漏えい対策等に関する教育・研修を行うとともに、新規採用職員に対しても、業務用パソコン・ネットワークの利用方法や注意事項等の教育を実施し、情報セキュリティポリシーの確実な実施を目指している。

また、ネットワークを活用し、業務運営の情報化・電子化を図ると共に、ホームページに証明書発行手続きに関する情報提供等の専用ページを公開するなど、迅速な情報伝達や印刷物・配布物の削減に取り組んでいる。

A

3. 予算、収支計画及び資金計画
(1) 自己収入の確保
組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。
具体的には、以下の事項について実施する。
① 訓練受託費について、船員教育機関との協議のうえで段階的な引き上げを図る。（平成27年度11,000円）

(1) 自己収入の確保
「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」を踏まえ、以下により自己収入の確保を図る。
① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げについて、計画を定めて実施する。（平成

(1) 自己収入の確保
「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」を踏まえて、以下のとおり自己収入の確保を図っている。

① 平成23年度の訓練受託費を7,000円/月に引き上げ

A

<p>② 教科書等の販売等を開始する。 ③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。 ④ 外航海運会社に加え、内航海運会社等についても受益者負担の在り方を検討する。</p>	<p>23年度 7,000円/人・月)</p> <p>② 教科参考資料等の販売等を実施する。</p> <p>③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。（平成23年度 4,000円/人・日）</p> <p>④ 船員教育の見直しに係る検討に参画し、その結果を踏まえた受益者負担のあり方について対応を検討する。</p>	<p>② 教科参考資料等の実習生及び外部への販売及び改訂に伴う単価の引き上げ ③ 運航実務研修における研修受託費の4,000円/日への引き上げ及び操船シミュレータを用いた研修における施設使用料の検討 ④ 「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会（平成23年度）」に参加し、航海訓練のあり方と受益者負担の議論に参画するとともに、その結果を踏まえ今後の受益者負担のあり方について検討を開始</p>	
<p>(2) 予算 [人件費の見積り] 期間中総額15,797百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>(3) 期間中の収支計画</p> <p>(4) 期間中の資金計画</p>	<p>(2) 予算 [人件費の見積り] 年度中総額3,400百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>年度計画 参照</p> <p>年度計画 参照</p>	<p>(2) 予算 [人件費実績] 予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が実施され、規定に基づき適切に執行されている。 年度中人件費の総額は、3,107百万円であった。</p> <p>A</p>	

4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200百万円とする。	—	平成23年度において、短期借入金は発生していない。 ※ 評価の対象とならない。	—
5. 重要な財産の処分等に関する計画 期間中に整備を計画している内航用練習船の建造状況を勘案し、次の処分を計画する。 (財産の内容) 練習船「大成丸（5,887トン）」	なし	—	—	—
6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。 (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進 (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足	—	今期における剰余金2百万円は、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として処理している。 ※ 評価の対象とならない。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 特に内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。 ① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。	(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。	S	(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備について次の取り組みを行い、効果的な業務運営を図った。 また、内航用練習船の建造費用については、当初見込み額4,820百万円より641百万円安値な4,179百万円に抑制している。 ・「内航用練習船建造発注仕様書等作成支援業務」の請負業者を入れにより決定 ・企画競争を通じて、船舶建造費補助金と ・第3者の意見等も取り入れて代替船の建造に取り組んだことを評価する。 ・内航用練習船の建造作業を、事業パートナーの選定、競争入札、造船所決定と進める中で、当初予定の13%強に当たる大幅な建造費の抑制に成功したことは優れた取り組みであると評価できる。	

<p>② 海技士養成に必要な訓練の機材・設備の整備を図る。</p>	<p>(a) 大成丸代船建造調査委員会の結果に基づく基本構想、使用、概念設計等を踏まえた内航用練習船の建造に向けた契約手続きに着手する。内航用練習船の建造に係る業務に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。</p>		<p>の差額を民間から調達するための「事業パートナー」を選定</p>	
<p>(2) 保有資産の検証・見直し 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	<p>(2) 保有資産の検証・見直し 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。</p>	A	<p>(2) 保有資産の検証・見直し 練習船の実習生乗船率等の指標による施設活用の評価を用い、現在保有する施設等が事務・事業を実施する上で必要なものであることを検証している。 平成23年3月31日現在で保有する特許権2件に関し、維持管理経費が不必要的ため保有を継続している。</p>	
<p>(3) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>(3) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	A	<p>(3) 人事に関する計画 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ及び給与減額支給措置を役職員の給与に適用し、役職員給与の適正化に、適切に対応している。 また、総人件費については、前年度総人件費改革対象人件費を基準として2.7%の削減に取り組み、平成23年度の削減率は4.0%となっており着実に目標を達成している。 なお、給与水準を示すラスパイレス指数は98.6となっている。</p>	

<p>(4) 独立行政法人航海訓練所法第12条第1項に規定する積立金の使途 第2期中期目標期間中からの繰越積立金は、第2期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。</p>	<p>(4) 独立行政法人航海訓練所法第12条第1項に規定する積立金の使途 第2期中期目標期間中からの繰越積立金は、第2期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。</p>	A	<p>(4) 独立行政法人航海訓練所法第12条 第1項に規定する積立金の使途 第2期中期目標期間中からの繰越積立金は、計画どおり、第2期中期目標期間以前に自己収入財源として取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当している。</p> <p>(5) その他 東日本大震災後の支援・救援活動について、以下のとおり取り組んでいる。 • サポートセイルの実施 寄港地での一般公開に訪れた人に特製帆布へ応援メッセージを記入してもらい被災地8箇所へ送付 • 義援金（総額約1,190千円）の赤十字への送付</p>
--	--	---	---

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

S S : 中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・ S Sをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評定の分布状況（項目数合計：26項目）

(26項目)

SS	O項目	
S	4項目	
A	22項目	
B	O項目	
C	O項目	

総合評価

(法人の業務の実績)

- 全般的に着実に業務が遂行されている。
- 燃料油価格が高騰する中で、計画を上回るレベルで一般管理費と業務経費を抑制するとともに、内航用練習船の建造費の大幅な抑制に成功したことについて、その努力を評価する。
- 実習生の訓練評価を実施し、その情報分析から得られた知見を、QSSマネジメントレビューを通じて即时に実習に反映していることは優れた取り組みである。
- 航海訓練所独自の研究、外部機関との共同研究、研究情報の外部発信、練習船を使った運航技術に関する研究等は、実習生の航海訓練のみならず航海訓練所の存在感や付加価値を高めるものとして、優れた実施状況にあると認められる。
- 業界団体の要望に応えて、外国人船員養成のための訓練を実施することは、社会的貢献において特に今後拡大・充実すべき事業として高く評価する。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。
- 燃料費が高騰する中、契約単価の引き下げと減速運航によって、燃料消費量は対前年比で約10%減少したものの、航行日数と航海距離は15~20%減少している。
シミュレータによる反復訓練等で補ってはいるが、教育訓練の質の維持の面では、限界に近づいていているのではないかと危惧する。
燃料油の高騰に対する措置として、訓練に必要な燃料油の量の確保について財務省等へ、更なる要求を行うなどにより、航海日数を少しでも多く確保することが必要である。
- 実習生からの訓練評価を開始した点は評価できる。今後とも継続的に行い、意見を訓練に適切にフィードバックする体制の維持に努めるべきである。

(その他)

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて全般的に着実な実施状況にあると認められる。
--	---

平成23年度業務実績評価調書 別紙

(政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について)

法人名 航海訓練所

	実績	評価
1 政府方針等		
○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	<p>受益者負担の拡大として、航海訓練を委託している船員教育機関15校と協議し、訓練負担金(平成22年度月額6,000円)を7,000円に引き上げている。</p> <p>また、船員養成の効果的・効率的な実施として、航海訓練を委託している船員教育機関15校と連携し、内航用練習船を活用した教育訓練に係る作業部会を4回開催し、教育訓練プログラム(案)を作成のうえ試行・検証を行っている。</p>	平成23年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。
○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	該当なし	
○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。	公益法人等に対する会費の支出については、これまで1件(150,000円)あったが、必要性を精査した結果、会費に見合う成果が得られていないため退会した。	法人の取り組みは適切と認められる。
2 財務状況		
(1)当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益の主な発生要因は、人件費の執行残によるものであり、業務運営に影響を及ぼしていない。	当期総利益の主な発生要因は、人件費の執行残によるものであり、業務運営に影響はなく、適切と認められる。

	実績	評価
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)	<p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。</p>	<p>利益剰余金1,523千円は、人事院勧告に準拠した義務的経費に係る人件費の執行残によるものである。</p> <p>この額は、資産合計の0.0003%であり過大な利益となっていない。</p> <p>該当なし</p>
(3)運営費交付金債務	<p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。</p>	<p>該当なし</p> <p>航海訓練業務について、年度をまたぐ、船舶の保険、パソコンリース、修繕などの会計業務が翌年度以降に完了となるものが運営費交付金債務である。</p>

	実績	評価
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	該当なし	
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、Ⅰ)利用実態の把握状況、Ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	訓練所が保有する土地、建物等はすべて訓練目的・支援のものであり、その目的に沿って有効に活用している。	保有する土地、建物等は有効に活用されており、適切と認められる。
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当なし	
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	通信方式及び通信訓練装置に関する特許を2件有するが、保有費用が発生せず、また、練習船における活用も考えられるところから引き続き保有することとしている。また、教科参考資料については、練習船実習で必要不可欠なものである。	特許権等の知的財産の保有については、適切であると認められる。
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし	

	実績	評価
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	該当なし	
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	<p>○ 実物資産の管理について、その管理と利用実態を確認し、利用の効率化を図っている。また、不要資産かどうかの検討の結果、いづれも必要不可欠な資産として引き続き管理していくこととしている。</p> <p>○ 自己収入の向上について、実習委託費と訓練負担金の単価設定の考え方をまとめ、自己収入の向上に努めている。</p>	資産管理の効率化、自己収入増加の取組は、着実に実施されており、適切と認められる。
イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし	
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし	
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし	
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし	
○ 回収計画の実施状況。i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし	
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし	

	実績	評価
ウ 知的財産等	<p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。</p> <p>通信方式及び通信訓練装置に関する特許を有するが、保有費用が発生せず、また、練習船における活用も考えられることから保有することとしている。</p> <p>また、特許出願やその活用等に関する方針の策定について職務発明規定を設け、理事長を長とする職務発明審査会にて審議されている。</p>	知的財産に関する方針策定や体制の整備についての法人の取組は適切と認められる。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし	
4 人件費管理		
(1) 総人件費	<p>○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。</p> <p>中期計画に掲げる「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく人件費5%以上の削減については、定年退職後の不補充及び人事異動に伴う新陳代謝により平成18年度に達成している。法人の給与水準は、国家公務員に準拠しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直し及び人事院勧告に基づく給与改定を適切に行っている。</p> <p>今後においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく給与の減額及び政府における総人件費削減の取組に準じて、同様の措置を行うこととしている。</p> <p>平成23年度の人件費は、対前年度2.7%の削減を達成し、効率的な業務運営を着実に実施している。</p> <p>国家公務員の給与構造改革等を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めている。</p> <p>(平成23年度のラスパイレス指数は、98.6)</p>	法人の総人件費抑制に向けた取り組みは目標達成に向けて順調に行われてきており、着実な実施状況にあると認められる。
(2) その他	<p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p> <p>福利厚生費については、国に準じた支出となっており、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から適切に行なっている。</p>	法人の福利厚生費に関する取組は、国に準じた適切な実施であると認められる。

	実績	評価
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。 	<p>契約に係る規程類については会計規程により競争入札を原則としつつ随意契約によることができる場合を定めている。契約事務手続きについては契約事務取扱細則を定め適切な事務処理を行っている。</p> <p>また、随意契約によることができる場合でも企画競争、公募手続き、簡易入札制度の取扱要領を定め、適切に実施することにより、一層競争性のある契約をするようにしている。</p>	契約関係の規定類は整備されており、それに沿って適切に運用されていると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。 	<p>少額の契約を除き、契約要求書は全て理事長まで決裁をとったうえで競争入札、契約締結をしている。また、内部に契約審査委員会を設け必要に応じて審査を行うようにしている。</p>	契約事務手続きの体制は整備されており、それに基づき適切に審査、執行が行われていると認められる。
(2) 随意契約見直し計画		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組。 	<p>「随意契約見直し計画」に基づき真にやむを得ないものを除き競争性のある契約をすることとしており、契約全体において競争性のある契約が占める割合は件数ベースで96%、金額ベースでは、ほぼ100%といずれも「随意契約見直し計画」の見直し後の割合を上回っている。</p> <p>一者応札・一者応募については該当案件があった場合、入札公告、仕様書等を点検し、改善の余地の有無を隨時検討している。</p> <p>また、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった案件を中心として契約監視委員会において審議に諮り点検を実施している。</p>	「随意契約見直し計画」に基づき着実に実施されており、適切と認められる。
(3) 個々の契約		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。 	<p>競争入札を実施する際には入札に参加するために必要な競争参加資格の等級を一つに限定することなく複数にすることにより、一層競争性を高めることとなっている。</p> <p>また、入札公告については本部内に掲示するとともに、本部の建物の掲示板及びホームページに掲載している。</p> <p>契約の内容についても少額の契約を除き競争入札の結果、随意契約の情報についてホームページで公表している。</p>	個々の契約は、入札公告の掲示やホームページへの掲載などによる公表により、競争性、透明性が確保されており、適切と認められる。

	実績	評価
6 内部統制	<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p> <p>各練習船において教育査察を実施し、指摘事項に対して速やかな改善が図れるよう、担当課に対し改善に関するタイムスケジュールを報告する等の見直しを指示している。また、職員研修や練習船での安全衛生教育等にコンプライアンスマニュアルを活用するよう指示し、全職員が自己点検・評価体制の一員として機能する活動を推進している。</p> <p>また、監査・調査の実施結果に基づくモニタリングを実施し、業務に関するクロスチェックを行うことで不具合事項等を抽出し、業務推進・活性化委員会にて改善またはリスク低減措置等について議論するとともに、これらの議論を踏まえて内部評価委員会にて今後のあるべき方向性について総合的に評価を行っている。さらに、全練習船に対し監事監査を実施している。</p>	法人の長、監事によるイニシアチブのもと、内部統制の充実、強化の具体的取り組みが着実におこなわれており、適切と認められる。
7 関連法人	<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。</p>	該当なし
	<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	該当なし
8 業務改善のための役職員のイニシアチブ等についての評価	<p>○ 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。</p>	<p>津波発生の想定で自然災害に対する対応の訓練を、本部と各練習船間で実施している。また、BCPを作成し、内容の見直しを行っている。</p> <p>役職員のイニシアチブのもと、自然災害への対応訓練や対策マニュアルを作成するなど、独自に取り組みをおこなっており、適切と認められる。</p>